

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課 (☎65-7789)
しょうがい福祉課 (☎65-6518)

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を交付します。

〔支給内容〕

訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)1枚(平成26年3月21日まで利用可)

〔自己負担額〕 原則利用料の1割(450円)

〔受付期間〕 9月2日(月)～9月17日(火)

〔サービスを受けられる人〕

《共通要件》 9月1日現在で次のすべてに該当する人

○平成25年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活していた

○世帯の平成24年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

●65歳以上で要介護4、5の認定を受けている

●65歳未満で要介護4、5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上またはしょうがいのある場合



《しょうがいのある人の要件》

次の両方に該当する人

○次のいずれかの手帳を持っている

①身体障害者手帳(肢体不自由・視覚・内部)1、2級

②療育手帳A1、A2

③精神障害者保健福祉手帳1、2級

○同居人のすべてが65歳以上またはしょうがいのある場合

申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

申請書

※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口で受けとることが出来ます。

申請窓口

しょうがい福祉課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

申請書・お持ちの手帳

※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口で受けとることが出来ます。

衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課 (☎65-7789)
しょうがい福祉課 (☎65-6518)

介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに衛生的にすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

〔支給内容〕

2万7千円分の支給券(平成26年3月21日まで利用可)

〔集中受付期間〕

9月2日(月)～9月17日(火)

〔サービスを受けられる人〕

9月1日現在で次のすべてに該当する人

(注)施設に入所している人や、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く

○次のア～ウのいずれかに該当する人

ア 要介護3、4、5の認定を受けている

イ 身体障害者手帳(肢体不自由)1級、2級の交付を受けている

ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている

○申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていて

○常時おむつが必要で、現在も使用している

○世帯の平成24年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

申請窓口

要介護認定を受けている人：高齢福祉介護課(東別館1階)
しょうがいのある人：しょうがい福祉課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

申請書・しょうがいのある人はお持ちの手帳

※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口で受けとることが出来ます。

※集中受付期間後も申請可能ですので、随時ご相談ください。



市政の動き (7月16日～8月15日)

市で開催された会議等と、その内容についてお知らせします。

会議名など	内容
7月18日(木) 第2回長浜市文化・スポーツ施設指定管理者選定委員会 担当課：人事課経営企画室 (☎65-6702)	指定管理者の募集を行う7施設について、各施設の募集要項や審査基準等を事前に審議しました。(余呉茶わん祭の館、長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、長浜市民体育館等、浅井地区スポーツ施設、木之本運動広場運動場・体育館、長浜市勤労青少年ホーム)
7月26日(金) 第1回長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議 担当課：市民協働推進課 (☎65-8711)	正副会長を選出し、今後の進め方や多文化共生のまちづくり指針行動計画(素案)について検討し、10月に開催予定の外国人集住都市会議について協議しました。
8月1日(木) 第3回観音文化ネットワーク会議 担当課：企画政策課 (☎65-6505)	来年3月に開催の「東京藝術大学・観音文化展(仮称)」について意見交換を行い、大多数の賛同を得て、地元への出陳依頼に取り組むこととしました。また、観音文化の保存・伝承等に関するアンケートの実施について、事務局から説明を受けました。
8月1日(木) 第1回長浜市病院事業改革プラン評価委員会 担当課：長浜病院経営企画課 (☎68-2325)	長浜病院および湖北病院の平成24年度決算概要、各病院の改革プランに掲げる取組みに対する病院評価および今年度の取組み内容について説明を受け、意見交換および評価を行いました。
8月12日(月) 第3回長浜市文化・スポーツ施設指定管理者選定委員会 担当課：人事課経営企画室 (☎65-6702)	長浜市多文化共生・国際文化交流ハウスの指定管理者候補について、申請団体からの説明と質疑応答により審査を行った結果、特定非営利活動法人長浜市民国際交流会が候補として適当と判断しました。

※詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>) をご覧ください。

都市計画道路(長浜駅自由通路)の都市計画案を縦覧します

【公告日】 9月3日(火)
【縦覧期間】 9月3日(火)～9月17日(火)
※平日の8時30分～17時15分
【縦覧場所】 都市計画課(東別館5階)

【意見締切】 9月17日(火)
【提出方法】 担当課に設置の用紙に住所・氏名・電話番号を記入のうえ下記まで
【提出・問合せ先】 都市計画課(☎65-6562)

国民年金保険料の追納について

問 彦根年金事務所国民年金課
(☎0749-23-1114)

国民年金保険料の全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなりますが、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

ただし、免除等を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料に一定の加算金の上乗せされますのでご注意ください。追納の申込みは、右記までお願いします。

一日年金相談所を開設します

問 彦根年金事務所お客様相談室
(☎0749-23-1116)

【とき】 9月19日(木)

【ところ】 長浜市社会福祉協議会
長浜センター(高田町)

【相談時間】 10時～16時

【申込方法】 平日の8時30分～17時15分に、左記の予約専用電話で申込みください。

予約専用電話

彦根年金事務所
☎0749-23-5489

※この電話では、予約のみ受け付けます。